

○海洋汚染等防止法検査心得 新旧対照表

改 正 後	現 行	(傍線の部分)は改正部分)
		備 考
<p>I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令 第8章 海洋汚染防止緊急措置手引書等 (油漏防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成すべき船舶)</p> <p>(a) (略) (b) <u>陸上自衛隊又は海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶</u>を除き、油漏防止緊急措置手引書の備置き対象船舶と検査対象船舶とは、同一である。 (c)～(d) (略)</p>	<p>I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令 第8章 海洋汚染防止緊急措置手引書等 (油漏防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成すべき船舶)</p> <p>34.1 (a) (略) (b) 海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶を除き、油漏防止緊急措置手引書の備置き対象船舶と検査対象船舶とは、同一である。 (c)～(d) (略)</p>	
<p>II 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 第2章 検査 第1節 通則 (検査対象船舶)</p> <p>2.4 (a) 本項は、海洋汚染防止緊急措置手引書等を備え置き、又は掲示すべき船舶(検査対象船舶)のうち、第2条第6項第2号の規定と同様に<u>陸上自衛隊又は海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶</u>については、検査対象船舶から除外するものである。</p> <p>2.6 (a)・(b) (略) (c) 海洋汚染防止設備等に係る検査対象船舶(施行令第1条の8第3項の運輸大臣が指定する船舶、<u>陸上自衛隊又は海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶及び係船中の船舶</u>を除く。)の概念図を附属書〔1〕に定める。</p>	<p>II 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 第2章 検査 第1節 通則 (検査対象船舶)</p> <p>2.4 (a) 本項は、海洋汚染防止緊急措置手引書等を備え置き、又は掲示すべき船舶(検査対象船舶)のうち、第2条第6項第2号の規定と同様に海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶については、検査対象船舶から除外するものである。</p> <p>2.6 (a)・(b) (略) (c) 海洋汚染防止設備等に係る検査対象船舶(施行令第1条の8第3項の運輸大臣が指定する船舶、海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶及び係船中の船舶を除く。)の概念図を附属書〔1〕に定める。</p>	<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係</p>

<p>第2章の4 船舶からの排出ガスの放出規制</p> <p>(A) 燃料油については、<u>条約附属書VI 第2規則9において「船舶に供給され、及び船舶を推進し、又は運航するための燃焼を目的とするあらゆる燃料油（ガス、留出油及び残渣油を含む。）と規定されており、LNGを含むガスについては、燃料油に該当する。</u></p>	<p>第2章の4 船舶からの排出ガスの放出規制 (新規)</p> <p>附 則 この改正は、平成30年1月10日から適用する。</p>
--	---

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査の方法 (傍線の部分は改正部分)

[2] 法定検査及び予備検査 改 正 後	[2] 法定検査及び予備検査 現 行	備 考
<p>201 第1回定期検査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 検査の方法</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設備等の検査</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 効力試験等</p> <p>1)～23) (略)</p> <p>25) 硫黄酸化物放出低減装置</p>	<p>201 第1回定期検査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 検査の方法</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設備等の検査</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 効力試験等</p> <p>1)～23) (略)</p> <p>25) 硫黄酸化物放出低減装置</p> <p>(注) IMOにおいて当該装置に係る技術基準が策定され次第制定予定</p> <p>26)～27) (略)</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(二) 備品等の検査</p> <p>1)～5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>6) 硫黄酸化物放出低減装置の操作、保守及び整備その他の当該装置の使用に関する必要な事項を記載した手引書 (硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書、船上監視手引書及び硫黄酸化物放出適合手引書) について、記載事項が適当であるかどうかにについて附属書 [8] により検査すること。ただし、硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書については、硫黄酸化物放出低減装置の低減量確認等業務要領 (平成30年1月10日付け国海環127号) により低減量確認を行った場合 (スキームA) においては、内容の変更の有無について検査すること。 なお、洗浄水を船外に排出する硫黄酸化物放出低減装置においては、船舶所有者の任意により当該業務要領III 1.添付書類(9)に規定される報告計画の提出を受けることができる。</p>	

<p>(ホ) (略)</p> <p>(ヘ) 挥発性物質放出防止措置手引書の検査</p> <p>1) 挥発性物質放出防止措置手引書について、その記載事項及び様式等が適当であるかどうかについて附属書<u>[9]</u>により検査すること。</p> <p>2)～3) (略)</p> <p>(ト) 有害水ペラスト汚染防止措置手引書についてその記載事項及び様式等が適当であるかどうかについて附属書<u>[10]</u>により検査すること。)</p>	<p>(ホ) (略)</p> <p>(ヘ) 挥発性物質放出防止措置手引書の検査</p> <p>1) 挥発性物質放出防止措置手引書について、その記載事項及び様式等が適当であるかどうかについて附属書<u>[7]</u>により検査すること。</p> <p>2)～3) (略)</p> <p>(ト) 有害水ペラスト汚染防止措置手引書についてその記載事項及び様式等が適当であるかどうかについて附属書<u>[8]</u>により検査すること。</p> <p>202 第2回定期検査等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 検査の方法</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 設備等の検査</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(二) 備品等の検査</p> <p>1)～6) (略)</p> <p>7) 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書等の内容の変更の有無について検査すること。この場合において、変更がある場合には、検査事務取扱要領1.9に従い適宜処理すること。</p>
<p>(ホ) (略)</p> <p>(ヘ) 挥発性物質放出防止措置手引書の検査</p> <p>1) 挥発性物質放出防止措置手引書の記載事項及び様式等に変更のないこと、又は変更のある場合、その内容等が適当であるかどうかについて附属書<u>[9]</u>により検査すること。</p> <p>2)～3) (略)</p> <p>(ト) 有害水ペラスト汚染防止措置手引書についてその記載事項及び様式等が適当であるかどうかについて附属書<u>[10]</u>により検査すること。</p>	<p>(ホ) (略)</p> <p>(ヘ) 挥発性物質放出防止措置手引書の検査</p> <p>1) 挥発性物質放出防止措置手引書の記載事項及び様式等に変更のないこと、又は変更のある場合、その内容等が適当であるかどうかについて附属書<u>[7]</u>により検査すること。</p> <p>2)～3) (略)</p> <p>(ト) 有害水ペラスト汚染防止措置手引書についてその記載事項及び様式等が適当であるかどうかについて附属書<u>[8]</u>により検査すること。</p>

203 第1種中間検査	<p>203 第1種中間検査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 検査の方法</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 設備等の検査</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(二) 備品等の検査</p> <p>1)～5) (略)</p> <p>6) 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書等の内容の変更の有無について検査すること。この場合において、変更がある場合には、検査事務取扱要領1.9に従い適宜処理すること。</p> <p>(ホ)～(ヘ) (略)</p> <p>(ト) 有害水バラスト汚染防止措置手引書についてその記載事項及び様式等が適当であるかどうかについて附属書[10]により検査すること。</p>
204 第2種中間検査	<p>204 第2種中間検査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 検査の方法</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 設備等の検査</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 備品等の検査</p> <p>1)～5) (略)</p> <p>6) 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書等の内容の変更の有無について検査すること。この場合において、変更がある場合には、検査事務取扱要領1.9に従い適宜処理すること。</p> <p>(ニ)～(ト) (略)</p> <p>(ト) 有害水バラスト汚染防止措置手引書についてその記載事項及び様式等が適当であるかどうかについて附属書[9]により検査すること。</p>

<p>式等が適当であるかどうかについて附属書 [10] により検査するこ と。</p> <p>附属書 [1] ~附属書 [6] (略)</p> <p><u>附属書 [7]</u> 硫黄酸化物放出低減装置の検査要領 <u>附属書 [8]</u> 硫黄酸化物放出低減装置手引書の検査要領 <u>附属書 [9]</u> 挥発性生物質放出防止措置手引書の検査要領 <u>附属書 [10]</u> 有害水バラスト汚染防止措置手引書の検査要領</p> <p>附 則 この改正は、平成 30 年 1 月 10 日から適用する。</p>	<p>式等が適当であるかどうかについて附属書 [8] により検査するこ と。</p> <p>附属書 [1] ~附属書 [6] (略) (新規)</p> <p><u>附属書 [7]</u> 挥発性生物質放出防止措置手引書の検査要領 <u>附属書 [8]</u> 有害水バラスト汚染防止措置手引書の検査要領</p>
--	---

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査関係事務取扱要領

新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>1. 関係書類</p> <p>1.4 海洋汚染防止検査手帳</p> <p>1.4.4 「(4) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の記録」及び「(5) 検査の記録」</p> <p>(2) 「(4) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の記録」</p> <p>(チ) 「(vi) 大気汚染防止検査対象設備に関する記録」</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 硫黄酸化物放出低減装置の要目の欄の記載については、設置している硫黄酸化物放出低減装置について具体的に記載すること。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>別紙(2)</p> <p>(4) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の記録</p> <p>(v)有害水バラストの排出防止に関する設備に関する記録</p> <p>(a) 有害水バラストの排出防止に関する設備の要目</p> <p>船舶の水バラスト容積[m3]</p> <p>6,000</p> <p>有害水バラストの排出防止に関する設備を有している <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>水バラスト管理に用いる方法</p>	<p>1. 関係書類</p> <p>1.4 海洋汚染等防止検査手帳</p> <p>1.4.4 「(4) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の記録」及び「(5) 検査の記録」</p> <p>(2) 「(4) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の記録」</p> <p>(チ) 「(vi) 大気汚染防止検査対象設備に関する記録」</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 硫黄酸化物放出低減装置の要目の欄の記載については、<u>実際に使用する能力を小数点第1位まで記載すること。</u></p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>別紙(2)</p> <p>(4) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の記録</p> <p>(新規)</p>	

(記述) Ballast Water Treatment System (Electrolysis)

船舶において使用される主たる水処理の方法

- D-1規則に従う
- D-2規則に従う
- (記述)
- D-4規則に従う

(b) (a) の変更の記録

(vi) 大気汚染防止検査対象設備に関する記録

(c) 硫黄酸化物放出低減装置の要目

メーカー	型式	製造番号	船舶検査の方法	硫黄酸化物放出低減装置及び硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書の承認番号	検査番号
○○機械工業	FDC-40	FDC001	スキームA	関東 第1号	HK_①-6818
○○機械工業	FDC-40	FDC002	スキームA	関東 第2号	HK_①-6819

1.5 国際海洋汚染等防止証書

1.5.6 國際大気汚染防止証書(IAPP 証書)

国際大気汚染防止証書の記載は、次のとおり取り扱うこと。

- (1)～(2) (略)

1.5 国際海洋汚染等防止証書

1.5.6 國際大気汚染防止証書(IAPP 証書)

国際大気汚染防止証書の記載は、次のとおり取り扱うこと。

- (1)～(2) (略)

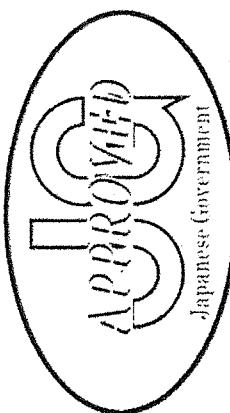
(v) 大気汚染防止検査対象設備に関する記録

(c) 硫黄酸化物放出低減装置の要目

メーカー	型式	能力	検査番号
○○機械工業	FDC-40	5.9gSOx/kW	HK_①-6818

<p>(3) 追補の記載は、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(イ)～(ツ)</p>	<p>(3) 追補の記載は、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(イ)～(ツ)</p> <p>(ツ) 2.3 硫黄酸化物(SOx)及び粒子状物質(第14規則)の欄について は、2.3.1及び2.3.2中.1に当該証書の有効期間に応じて該当する 全ての項目に×印を記入すること。2.3.1及び2.3.2中.2にあって は、基準適合燃料油を使用する場合と硫黄酸化物放出低減の観点か、 ら同等の効果があるものとして、国土交通大臣が認める硫黄酸化物 放出低減装置等を使用する場合には、当該証書の有効期間に 応じて該当する全ての項目に×印を記入すること。 燃料油については、条約附属書VI第2規則9において「船舶に 供給され、及び船舶を推進し、又は運航するための燃焼を目的とす るあらゆる燃料油（ガス、留出油及び残渣油を含む。）」と規定され ており、LNGを含むガスについては、燃料油に該当することから、 2.3.1及び2.3.2中.1の該当する項目に×印を記入すること。</p> <p>(ネ) (略) (ナ) 2.6同等物の欄については、硫黄酸化物低減装置を使用する場 合には、「装置又は設備」の欄に例えば主機、補機及びボイラ Main Engine Aux. Engine and Boilerと、「使用されている同等 物」の欄に硫黄酸化物低減装置 EGCSと記載し、「承認番号」の欄 に硫黄酸化物放出低減装置承認証の交付を受けた当該装置（スキ ームAによる低減量確認を受けたもの）にあつては硫黄酸化物放 出低減装置及び硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書の承認番号を 記載すること（スキームBによる検査を受けたものにあつては記 入を要しない）。</p> <p>なお、(ツ)後段の条約附属書VI第2規則9による燃料油の規定の とおり、LNGを含むガスについては、代替燃料油ではなく燃料油に 該当することから本欄に記入しないこと。</p>
<p>1.8 海洋汚染防止緊急措置手引書等及び揮発性物質放出防止措置手引書 (以下「手引書」という。)</p>	<p>1.8 海洋汚染防止緊急措置手引書等及び揮発性物質放出防止措置手引書 (以下「手引書」という。)</p>

<p>1.8.1 手引書の検査</p> <p>検査の方法附属書 [5] 1(5)、同附属書 [9] 1(3)及び同附属書 [10] 1(1)の規定により、手引書が基準に適合していると認められる場合は、当該手引書の表紙に次の例により記載し、「COUNTERSIGNED」欄に首席海事技術専門官(船舶検査官)又は最上位級の海事技術専門官(船舶検査官)(首席海事技術専門官(船舶検査官)のない官署に限る。)が署名すること。なお、船級船会において記載することとする。</p>	<p>1.8.1 手引書の検査</p> <p>検査の方法附属書 [5] 1(5)、同附属書 [7] 1(3)及び同附属書 [8] 1.1(1)の規定により、手引書が基準に適合していると認められる場合は、当該手引書の表紙に次の例により記載し、「COUNTERSIGNED」欄に首席海事技術専門官(船舶検査官)又は最上位級の海事技術専門官(船舶検査官)(首席海事技術専門官(船舶検査官)のない官署に限る。)が署名すること。なお、船級船会において記載することとする。</p> <p>1.8.2 手引書の記載事項の変更の取扱い</p> <p>(1) 検査の方法</p> <p>附属書 [5] 2、同附属書 [9] 2及び同附属書 [10] 2の規定に従い、手引書の記載事項が変更された場合は、次のように取り扱うこと。</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>1.9 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書等</p> <p>1.9.1 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書等の検査</p> <p>検査の方法附属書 [8] の規定により、硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書、船上監視手引書及び硫黄酸化物放出適合手引書が基準に適合していると認められる場合は、各手引書表紙(1ページ目)の余白に、船舶安全法の「船舶検査の方法」(平成9年6月16日付海検第40号)付属書A中2.2に規定される第1号の2様式のスタンプを、次の例により赤で押印すること。</p> <p>硫黄酸化物放出低減装置等(様式)の表紙を提出させて、手引書の表紙と同じ記載をして返却すること(当該記録簿の基準はない)。</p> <p>【例】関東運輸局において、2018年3月1日に承認した場合</p>
--	---



(KANTO)

2018年3月1日

Date: 1st Mar 2018

なお、船級船にあっては、船級協会により承認することとする。

1.9.2 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書等の記載事項の変更の取扱い
検査の方法附属書〔8〕の規定により、変更事項が基準に適合している
と認められる場合は、承認された手引書に対し、旧の事項に二重線を引
き、空欄部分に新の事項を記載すること。二重線をした部分には、地方運
輸局の略符のゴム印を赤で押印すること。
なお、船級船にあっては、船級協会により処理することとする。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1.10 試験等の承認証 | 1.9 試験等の承認証 |
| 1.11 申請、届出等 | 1.10 申請、届出等 |
| 1.12 受検中の航行等 | 1.11 受検中の航行等 |
| 1.13 陸運系運輸支局での事務取扱要領 | 1.12 陸運系運輸支局での事務取扱要領 |

附 則

この改正は、平成30年1月10日から適用する。

○原動機の放出量確認等業務要領 新旧対照表

		改 正 後		現 行		(傍線の部分は改正部分)
II 放出量確認等心得関係 (放出量確認対象原動機)						備 考
1. 検査規則第 1 条の 4 の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認の対象原動機は、定格出力が 130 kW を超えるディーゼル機関であって、次の用途に使用するもの以外の用途に供するものとする。 ① 陸上自衛隊又は海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶への設置 ②～⑤ (略)		II 放出量確認等心得関係 (放出量確認対象原動機)		1. 検査規則第 1 条の 4 の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認の対象原動機は、定格出力が 130 kW を超えるディーゼル機関であって、次の用途に使用するもの以外の用途に供するものとする。 ① 海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶への設置 ②～⑤ (略)		
附属書 [1] 原動機の放出量確認等 2. 原動機の放出量確認 2.1 適用 2.1.2 2.1.1 に係わらず、本附属書の規定は、以下の原動機には適用しない。(検査規則第 1 条の 5 の 6 及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第 1 条の 5 の 6 の用途を定める告示(平成 17 年付け国土交通省告示第 121 号)) ① 陸上自衛隊又は海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶に設置する機関 ②～⑤ (略)		附属書 [1] 原動機の放出量確認等 2. 原動機の放出量確認 2.1 適用 2.1.2 2.1.1 に係わらず、本附属書の規定は、以下の原動機には適用しない。(検査規則第 1 条の 2 第 3 号の用途を定める告示) ① 海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶に設置する機関 ②～⑤ (略)		附 则 この改正は、平成 30 年 1 月 10 日から適用する。		